

令和5年（行ケ）第5号 地方自治法第245条の8第3項の規定に基づく埋立地用途変更・設計概要変更承認命令請求事件

判 決 骨 子

1 事案の概要

本件は、沖縄防衛局が普天間飛行場の代替施設を名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立て（本件埋立事業）に関して埋立地用途変更・設計概要変更承認申請（本件変更申請）をしたところ、被告（沖縄県知事）が、承認しない旨の処分（本件変更不承認）をし、これを取り消す旨の裁決（本件裁決）や本件変更申請の承認をするよう是正の指示（本件指示）を受けた後も承認をしないことから、原告（国土交通大臣）が、地方自治法245条の8第3項（代執行）に基づき、承認すべきことを命ずる旨の裁判を求める事案である。

2 当裁判所の判断の骨子

当裁判所は、以下のとおり判断して、地方自治法245条の8第6項に基づき、被告に対し、この判決の正本の送達を受けた日の翌日から起算して3日以内（ただし、行政機関の休日に関する法律1条1項の規定による休日は、上記3日の期間から除く。）に本件変更申請を承認すべきことを命ずることとして、原告の請求を認容した。

（1）争点1（法令違反等の要件の該当性の有無）について

令和5年最高裁判決（最高裁令和5年（行ヒ）第143号同年9月4日第一小法廷判決）において、被告の本件変更不承認は公有水面埋立法の本件各規定（公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項、並びに、同法42条3項において準用する同法13条ノ2第2項において準用する同法4条1項1号及び2号）に違反することが確定したにもかかわらず、被告は、その後も何ら対応せず、本件変更申請を承認していないのであるから、本件変更申請に対する被告の事務の管理等（本件変更申請を承認しないこと）については、地方自治法245条の8第1項にいう「法令の規定（中略）に違反する

ものがある場合」に該当する。

(2) 争点2（補充性の要件の該当性の有無）について

被告は、本件裁決や本件指示を受け、また、本件裁決や本件指示の適法性を争った訴訟において最高裁判所で敗訴が確定した後も何ら対応せず、承認をしないのであるから、被告において本件変更申請を承認しないという意思は明確かつ強固であるというほかなく、本件変更申請に対する被告の事務の管理等については、地方自治法245条の8第1項から第8項までに規定する措置以外の方法によってその是正を図ることが困難であるとの要件（補充性の要件）に該当する（なお、被告主張の「対話」は、上記の方法に当たるとはいえない。）。

10 (3) 争点3（公益侵害の要件の該当性の有無）について

普天間飛行場の危険性が人の生命や身体に大きく関わるものであることに加え、本件変更申請から約3年半、本件裁決がされてから約1年半の期間が既に経過していることも踏まえると、本件変更申請に係る事務を放置することは社会公共の利益を侵害するものに当たるものと認められる。しかも、県知事たる被告が令和5年最高裁判決において法令違反との判断を受けた後もこれを放置していることは、それ自体社会公共の利益を害するものといわざるを得ない。

以上の諸点を踏まえると、本件変更申請に対する被告の事務の管理等については、甚だしく社会公共の利益を害するものと認められるから、「著しく公益を害することが明らかであるとき」として、公益侵害の要件に該当する。

20 被告が指摘する歴史的経緯等を踏まえれば、本件埋立事業に対する沖縄県民の心情は十分に理解できるところではあるが、法律論としては、地方自治法245条の8第1項にいう「公益」とは法定受託事務に係る法令違反等を放置することによって害される公益を念頭に置いたものと解されるから、被告の主張する「公益」を当然に考慮し得るものとはいひ難いし、既にみた普天間飛行場の危険性が現実化した場合の影響の深刻さなどを踏まえると、本件において公益侵害の要件の該当性は否定されない。

以上